

新旧対照表

【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 1055 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p data-bbox="255 290 1034 316">食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について</p> <p data-bbox="871 360 1128 1007"> 蔵関第 1055 号 昭和 57 年 9 月 29 日 改正 蔵関第 726 号 平成 3 年 8 月 30 日 改正 財関第 427 号 平成 17 年 3 月 31 日 改正 財関第 461 号 平成 20 年 4 月 23 日 改正 財関第 369 号 平成 27 年 4 月 7 日 改正 財関第 942 号 平成 28 年 8 月 3 日 改正 財関第 861 号 令和元年 6 月 27 日 改正 財関第 407 号 令和 3 年 5 月 31 日 <u>改正 財関第 947 号</u> <u>令和 5 年 9 月 28 日</u> </p> <p data-bbox="163 1090 1128 1225"> 標記のことについては、「食品等輸入監視の協力方依頼について」（昭和 57 年 9 月 25 日環食第 203 号）の別添「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱要領」に従って処理することとし、昭和 57 年 10 月 1 日から実施されたい。 </p> <div data-bbox="163 1267 286 1315" style="border: 1px dashed black; padding: 2px; width: fit-content;">別 添</div> <p data-bbox="804 1305 1128 1453"> 環食第 203 号 昭和 57 年 9 月 25 日 改正 衛検第 233 号 平成 3 年 8 月 29 日 改正 食安発第 0330002 号 </p> | <p data-bbox="1243 290 2022 316">食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について</p> <p data-bbox="1859 360 2116 935"> 蔵関第 1055 号 昭和 57 年 9 月 29 日 改正 蔵関第 726 号 平成 3 年 8 月 30 日 改正 財関第 427 号 平成 17 年 3 月 31 日 改正 財関第 461 号 平成 20 年 4 月 23 日 改正 財関第 369 号 平成 27 年 4 月 7 日 改正 財関第 942 号 平成 28 年 8 月 3 日 改正 財関第 861 号 令和元年 6 月 27 日 改正 財関第 407 号 令和 3 年 5 月 31 日 </p> <p data-bbox="1158 1090 2114 1225"> 標記のことについては、「食品等輸入監視の協力方依頼について」（昭和 57 年 9 月 25 日環食第 203 号）の別添「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱要領」に従って処理することとし、昭和 57 年 10 月 1 日から実施されたい。 </p> <div data-bbox="1158 1267 1281 1315" style="border: 1px dashed black; padding: 2px; width: fit-content;">別 添</div> <p data-bbox="1792 1305 2116 1453"> 環食第 203 号 昭和 57 年 9 月 25 日 改正 衛検第 233 号 平成 3 年 8 月 29 日 改正 食安発第 0330002 号 </p> |

新旧対照表

【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 1055 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|--|---------------|--|--|--|---------------|---|--|
| <p>平成 17 年 3 月 30 日 改正 食安発第 0418001 号 平成 20 年 4 月 18 日 改正 食安発 0331 第 14 号 平成 27 年 3 月 31 日 改正 生食発 0720 第 2 号 平成 28 年 7 月 20 日 改正 生食発 0606 第 7 号 令和元年 6 月 6 日 改正 生食発 0528 第 2 号 令和 3 年 5 月 28 日 改正 <u>健生発 0927 第 5 号</u> <u>令和 5 年 9 月 27 日</u></p> | | | | <p>平成 17 年 3 月 30 日 改正 食安発第 0418001 号 平成 20 年 4 月 18 日 改正 食安発 0331 第 14 号 平成 27 年 3 月 31 日 改正 生食発 0720 第 2 号 平成 28 年 7 月 20 日 改正 生食発 0606 第 7 号 令和元年 6 月 6 日 改正 生食発 0528 第 2 号 令和 3 年 5 月 28 日</p> | | | |
| 食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱要領 | | | | 食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱要領 | | | |
| <p>1 用語の定義 (1)～(8) (省略) (9) 輸入者：食品等を輸入しようとする者をいう。<u>ただし、法に規定する「輸入しようとする者」は、法第 59 条に基づく廃棄命令等の実効性を確保する必要がある。</u> (10)・(11) (省略) 2～7 (省略)</p> | | | | <p>1 用語の定義 (1)～(8) (同左) (9) 輸入者：食品等を輸入しようとする者をいう。<u>ただし、法に規定する「輸入しようとする者」には、法第 59 条に基づく廃棄命令等の実効性を確保する必要があることから、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 95 条に規定する「税関事務管理人」は含まれない。</u> (10)・(11) (同左) 2～7 (同左)</p> | | | |
| 別表 1 | | | | 別表 1 | | | |
| 食品等輸入届出受理機関一覧 | | | | 食品等輸入届出受理機関一覧 | | | |
| 検疫所名 | 課（又は官）名 | 住所 | 担当区域 | 検疫所名 | 課（又は官）名 | 住所 | 担当区域 |
| (省略) 横浜検疫所 | (省略) 食品監視課 | (省略) 〒231-0001 神奈川県横浜市 中区新港 1-6-1 <u>よこはま新港合 同庁舎</u> | (省略) 神奈川県（川崎 検疫所支所の担 当区域を除く。） | (同左) 横浜検疫所 | (同左) 食品監視課 | (同左) 〒231-0002 <u>横浜市中区海岸 通 1-1</u> <u>横浜第二港湾合 同庁舎</u> | (同左) 神奈川県（川崎 検疫所支所の担 当区域を除く。） |

新旧対照表

【食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について（昭和 57 年 9 月 29 日蔵関第 1055 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---------------------|------|------|------|---------------------|------|------|------|
| (省略) | (省略) | (省略) | (省略) | (同左) | (同左) | (同左) | (同左) |
| 様式第 3 号～第 25 号 (省略) | | | | 様式第 3 号～第 25 号 (同左) | | | |